



平成 27 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社キングジム  
代表者名 取締役社長 宮本 彰  
(コード番号 7962 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 原田 伸一  
( TEL 03-3864-5883 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 31 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 17 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役の増員による取締役会の監督機能強化など、当社経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役の員数の上限を 10 名以内とする変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、規定を変更するものであります。  
本議案のうち、定款第 27 条を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款の変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数および選任) 第 19 条 当社の取締役は <u>9</u> 名以内とし、株主総会において選任する。 ② (記載省略)	(取締役の員数および選任) 第 19 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とし、株主総会において選任する。 ② (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	(取締役との責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等である者を除く)との間で、同法 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
(社外監査役との責任限定契約) 第 34 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	(監査役との責任限定契約) 第 34 条 当社は、 <u>会社法</u> 第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 9 月 17 日 (木曜日)  
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 9 月 17 日 (木曜日)

以上